

障害者自立支援事務専門員（会計年度任用職員）募集要項

項 目	内 容
職名	障害者自立支援事務専門員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、<u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 (東京都庁第一本庁舎 2 8 階)
職務内容	自立支援医療（精神通院医療）を実施する事業者指定業務、自立支援医療費の支払い及びレセプト関連業務、精神障害者都営交通乗車証関係業務 等
募集人数	1 名
応募資格・求められる能力	・協調性があり、業務に対し強い責任感を持って業務を遂行できる ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる ・服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる ・東京都の障害者施策などの仕事に関心があり、困難案件にも前向きに取り組む強い意欲を有する方 ・E x c e l , w o r d 等のソフトを操作し、基本的な入力・文書作成等の事務ができる方 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること ・事業者指定業務や自立支援医療（精神通院医療）費の支払い・レセプト関連業務、精神障害者都営交通乗車証関係業務等のほか、所属する部署の業務に関する電話問合せ対応ができること
勤務日数	月 16 日
勤務時間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで 9 時 00 分から 17 時 45 分まで 所定勤務時間を超える勤務の有無：有（業務の必要上やむを得ない場合）
休憩時間	12 時 00 分から 13 時 00 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

報酬額	月額 208,100 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円/月） ※ 原則として毎月 15 日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険 ※一定の要件を満たす場合
応募方法等	次の書類を令和 8 年 9 月 15 日（火曜日）までに以下申込先宛に、郵送（必着）にて応募ください。応募書類は、選考及び採否の連絡等採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、予め御了承ください。 ○申込先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都第一庁舎 28 階北側 東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 管理担当 ○提出書類 「会計年度任用職員申込書」（写真を必ず貼付）を作成し、御提出願います。（職名欄には希望する職名を記入してください。） ・電話番号は、日中に連絡のとれる番号を記入してください。 ・生年月日欄の年齢は、令和 9 年 3 月 31 日時点を記入してください。 ・到達確認のお問合せには対応できませんので、日本郵便の追跡サービス等を御利用ください。
選考方法	（１）第 1 次選考 提出書類による書類審査 （２）第 2 次選考 面接等（書類選考終了後、別途お知らせします。） ※合否結果については、本人宛郵送またはメールにより通知いたします。 また、選考経過及び結果に関するお問合せには、一切応じません。
問合せ	東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 管理担当 【電話 03-5320-4143（直通） 都庁内線 33-224】

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。